

# 西東京市における小中一貫教育の取組について

令和元年 10 月

西東京市教育委員会



# 目次

はじめに.....	1
第1章 小中一貫教育について.....	2
1 国における制度化.....	2
2 小中一貫教育における諸類型.....	2
3 自治体での導入状況.....	3
4 小中連携教育との差異.....	5
第2章 西東京市での取組.....	6
1 小・中連携教育の実施.....	6
2 西東京市小中一貫教育検討委員会.....	6
第3章 西東京市における導入課題.....	7
1 通学区域及び系統的な教育課程の編成.....	7
2 学校適正規模及び学校施設の更新.....	9
終章（まとめ） “西東京市オリジナルの小中一貫教育”.....	11
1 通学区域の変更.....	11
2 学校適正規模及び学校施設の更新.....	13
3 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議.....	13
4 全校又は一部地域校での導入.....	15
5 “西東京市オリジナルの小中一貫教育”.....	16
おわりに.....	19

資料1 西東京市小中一貫教育検討委員会中間まとめ

資料2 西東京市小中一貫教育検討委員会設置要領

資料3 西東京市小中一貫教育検討委員会での検討経過

## はじめに

義務教育学校の制度導入を契機とした小中一貫教育をめぐる各自治体の近年の動向は、中央教育審議会が示した典型例をそのまま採用する段階から、新たな段階へ移行が進みはじめている。当初の小中一貫教育をめぐる議論の活性化により多くの自治体が採用の是非を検討し、その結果として自治体特有の問題等を検証することで、議論の深まりを生み出すことになった。現在では、小中一貫教育に対する方針を固め、それぞれの取組を進める自治体が増えている。

西東京市もその例外ではなく、国の制度導入以前から継続して小中一貫教育についての議論を進めてきた。その議論においては、西東京市の教育に関する実情等を整理した上で、小中一貫教育の導入によって生じるメリット・デメリットを慎重に検討してきた。本書は、その検討結果等をまとめ、西東京市における小中一貫教育を示すものである。

また、教育委員会は、令和元年度から5年度までを期間とした新たな西東京市教育計画を策定した。教育計画においては、施策に「小中一貫教育の推進」を位置付け、西東京市として目指すべき方向性を示している。本書においては、制度分析等の報告に加え、小学生が中学校生活への憧れや希望を持ち、どの中学校へ進学してもスムーズに新しい学校生活を送ることを目的とした、教育計画に基づく具体的な小中一貫教育の在り方を記している。

## 第1章 小中一貫教育について

### 1 国における制度化

国における小中一貫教育の制度化は、平成26年7月の政府の教育再生実行会議による提言を基に、文部科学大臣が中央教育審議会へ小中一貫教育に関する諮問を行ったことで進むことになる。諮問を受けた中央教育審議会は、同年12月に答申『子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について』をまとめ、提言を行った。答申において、児童・生徒の発達の早期化やいわゆる「中一ギャップ」の解消、学校の社会性育成機能の強化など、小中一貫教育によって期待される事象として挙げられている。

そして、平成27年6月24日に学校教育法の一部改正（平成28年4月1日施行）が公布される。改正法においては、小学校6年間と中学校3年間の9年間での教育課程編成を可能とする義務教育学校が新たに規定されたことで、小中一貫教育は義務教育における新たな制度として社会の耳目が集まることになった。

### 2 小中一貫教育における諸類型

#### (1) 施設面での類型

小中一貫教育を実施するにあたり、施設面では①一体型、②隣接型、③分離型の3類型がある。小中一貫教育において、施設整備は導入を検討する際のとりわけ重要な要素となっている。

#### (2) 制度上の類型

##### ア 義務教育学校

義務教育学校は、一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育

9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校となる。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされる。

#### イ 小中一貫型小学校・中学校

小中一貫型小学校・中学校<sup>1</sup>は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校となる。これまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせたものである。

### 3 自治体での導入状況

#### (1) 義務教育学校

文部科学省の平成30年度学校基本統計（学校基本調査報告書）によると、義務教育学校は全国で82校、うち国立大学設置の2校、公立学校80校となっている。同調査において、東京都内では、7校（品川区6校、江東区1校）となっている。

また、文部科学省が平成29年3月1日を調査時点とし、全都道府県、全市区町村（一部事務組合を含む）、附属学校を設置する全国立大学法人、小学校又は中学校を設置する全学校法人を対象に義務教育学校及び小中一貫型小・中学校の導入状況について調査を行った。その調査では、義務教育学校の令和5年度以降までの設置予定校が、全国で100校となっている。また、施設形態については、一体型が86%、隣接型が7%、分離型が5%、検討中・未定が2%となっている。

---

<sup>1</sup> 小中一貫型小学校・中学校とは、学校教育法施行規則第52条の2又は第74条の2に基づき、実施自治体での規則等整備により小中一貫校としている小学校及び中学校のこと。小中一貫型小学校・中学校では、小・中それぞれの修業年限を維持しつつ、9年間での一貫性に配慮した教育課程を編成することが可能となる。そのように特定の小・中学校間で教育課程を編成するため、それぞれの学校として単独性を保持しながら、小中一貫校としての小学校又は中学校としてカテゴライズされることになる。

## (2) 小中一貫型小学校・中学校

文部科学省実施の平成 30 年度学校基本調査において、全国の国公私立学校の小学校 19,892 校のうち、小中一貫型小学校は 427 校となっている。施設形態については、一体型が 17.8%、隣接型が 5.2%、分離型が 76.3%、その他が 0.7%となっている（小数点以下切り上げ）。同調査において、東京都内では、国公私立学校の小学校 1,332 校のうち、公立 24 校、私立 1 校の計 25 校となっている。施設形態は、一体型が 7 校、隣接型が 1 校、分離型が 17 校となっている。

また、全国の国公私立学校の中学校 10,270 校のうち、小中一貫型中学校は 253 校となっている。施設形態については、一体型が 29.6%、隣接型が 8.7%、分離型が 60.9%、その他が 0.8%となっている（小数点以下切り上げのため 1 にならない）。同調査において、東京都内では、国公私立学校の中学校 804 校のうち、公立 16 校、私立 1 校の計 17 校となっている。施設形態は、一体型が 7 校、隣接型が 1 校、分離型が 9 校となっている。

東京都内で小中一貫教育を実施している大半の自治体においては、国による義務教育学校の制度化以前から小中一貫校を設置していたケースが多く、現在でも義務教育学校の枠組みにこだわらない柔軟な小中一貫教育を実施している。

図 1 平成 30 年度学校基本統計（学校基本調査報告書）

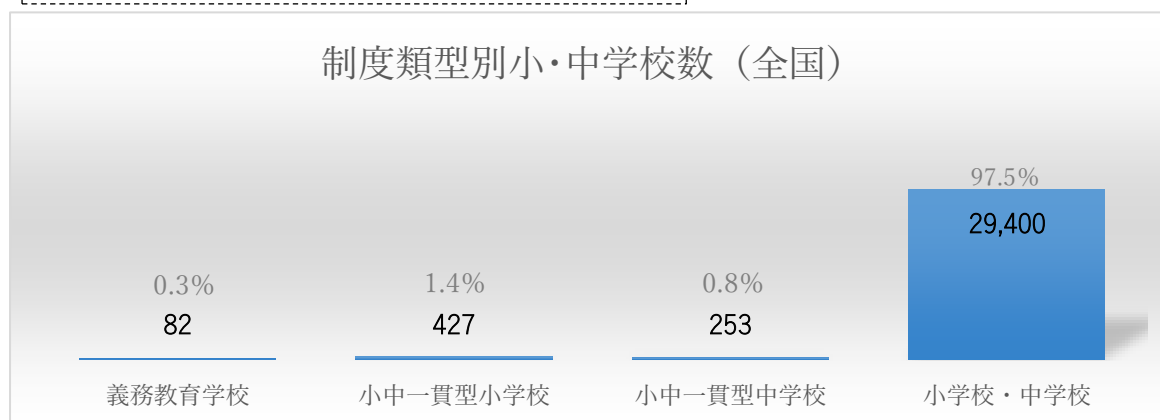
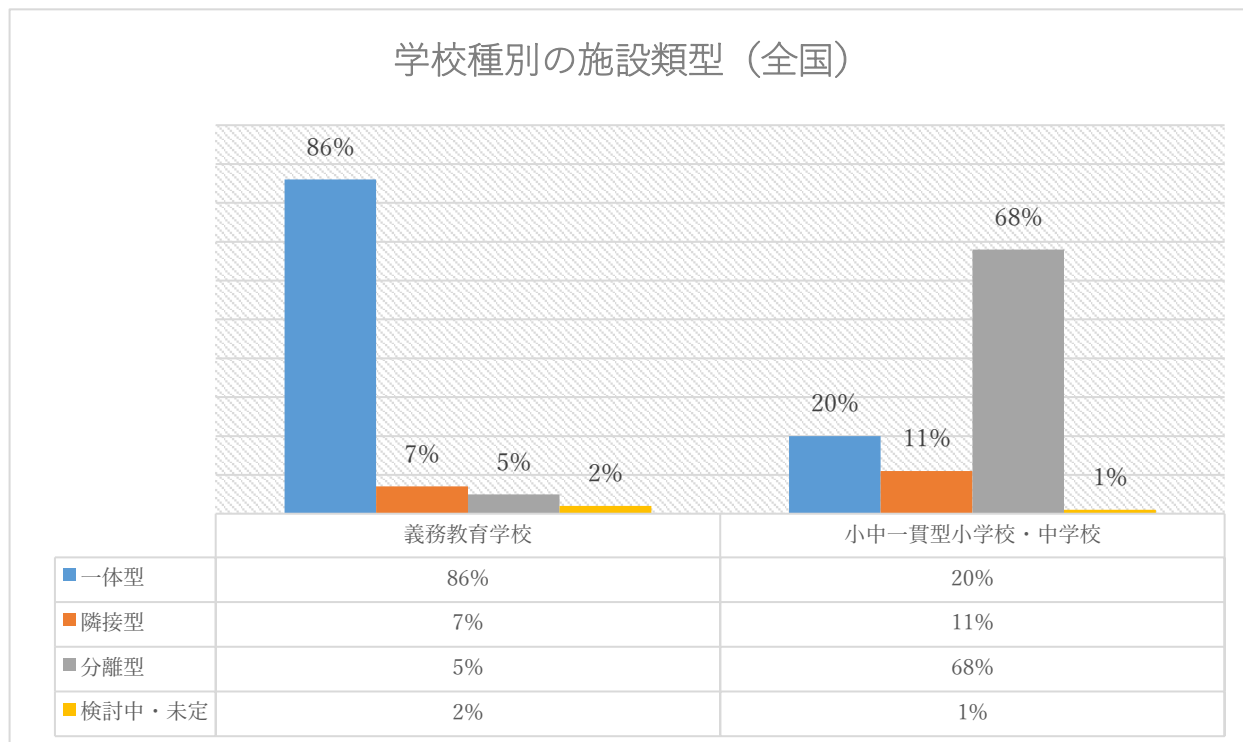


図2 小中一貫教育の導入状況調査について（平成29年3月1日時点・文科省調査）  
（令和5年度までの設置予定を含む）



#### 4 小中連携教育との差異

文部科学省は平成27年度「小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査」で、次のように小中連携教育と小中一貫教育の定義付けを行い、差異を示している。

小中連携教育	小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育
小中一貫教育	小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

この定義によると、小中一貫教育は小中連携教育の発展形式と捉えることができる。



## 第2章 西東京市での取組

### 1 小・中連携教育の実施

平成22年度の「西東京市小・中連携の日」設定以降、当該日に小学校及び中学校の教員が相互の学習指導及び生活指導等の在り方について、授業参観及び協議等を通して理解を深める活動に取り組んできた。いわゆる中一ギャップの解消、9年間を見通した学習指導及び生活指導等の充実を図ることを目的とし、小・中学校の組み合わせとなる校区の設定や2年間の研究を実施する研究指定校の指定を実施してきた。

### 2 西東京市小中一貫教育検討委員会

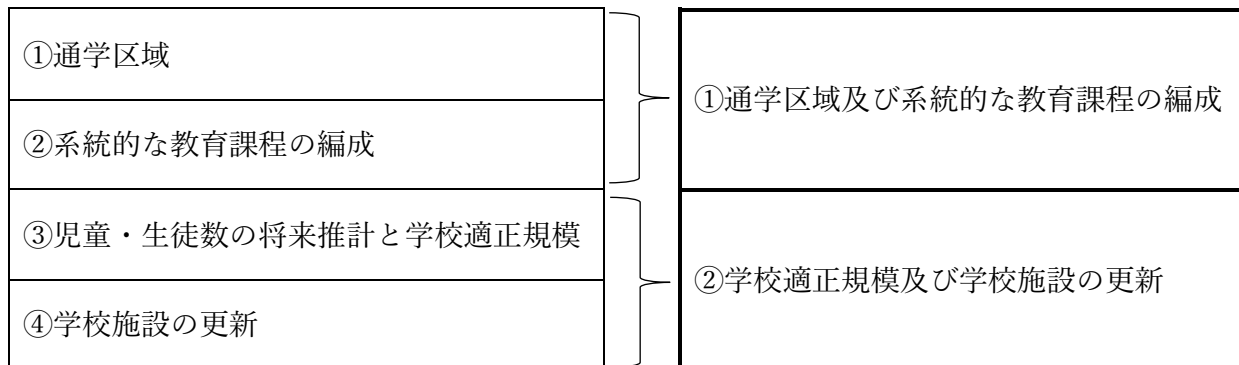
西東京市では、小・中連携教育の実施に並行して、教育委員会において検討委員会を組織し、小中一貫教育の検討も行ってきた。平成27年度にはその検討内容を中間まとめとして報告している。そのなかで小・中連携教育に関する成果及び課題を整理しているが、その課題を用い他自治体の取組内容を比較分析し、西東京市における小中一貫教育に関する課題として①～④まで抽出している。

- ① 通学区域
- ② 系統的な教育課程の編成
- ③ 児童・生徒数の将来推計と学校適正規模
- ④ 学校施設の更新

本書においては、中間まとめで抽出された課題に対し、中間まとめ以降の取組内容、社会情勢の変化や他自治体の動向等を加味した時点修正を施し、再整理を行う。その上で、“西東京市オリジナルの小中一貫教育”への取組方法を検討するものである。

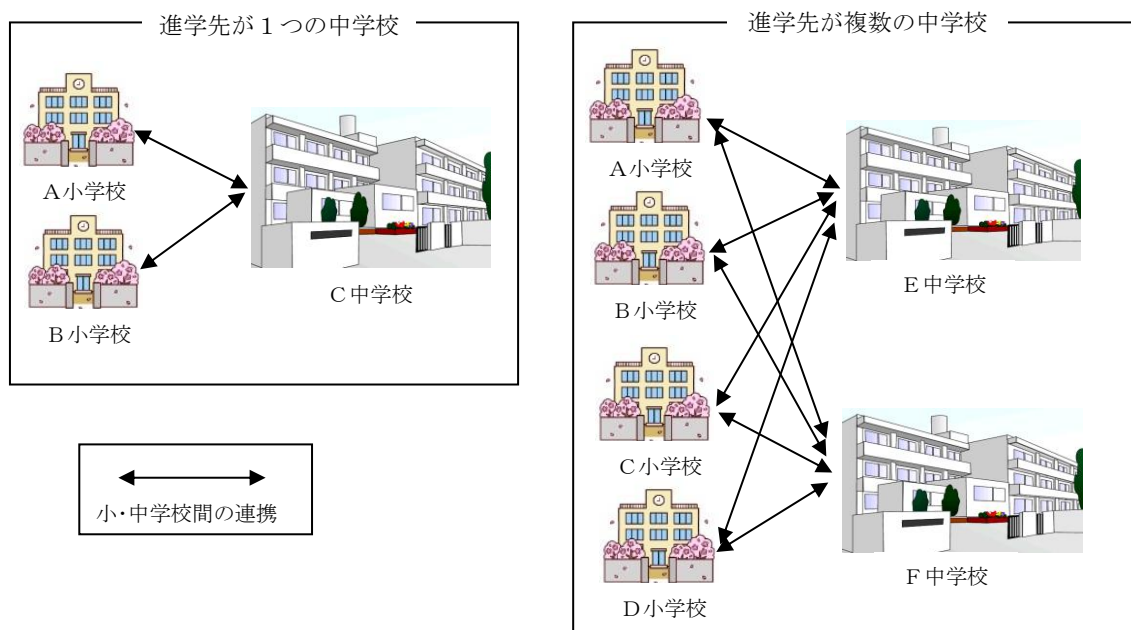
### 第3章 西東京市における導入課題

第2章2で抽出された課題について、①～④の各課題が大きなテーマとなるため単一の別項目としているが、本来的には複合的な課題のため、次のとおり課題を整理し直す。



#### 1 通学区域及び系統的な教育課程の編成

義務教育学校等の小中一貫校の特徴とは、小・中学校における9年間の系統的な教育課程を編成することである。そのため、9年間での系統的な教育課程を編成するためには、小学校から進学する中学校が同一（1校）であることが望ましい。児童の住所地により進学先の中学校が複数となる場合、小・中学校間の連絡や教員会議の開催など学校運営上の業務遂行が困難となるため、実現度は極めて低いと考えられる（下図参照）。



上記のとおり、系統的な教育課程の編成が法定の小中一貫教育の前提となる場合、西東京市における全市的な実現は困難となる。原因は、現状の通学区域である。

下表は西東京市の住所地による小学校児童の進学先及び中学校生徒の卒業小学校をまとめたものである。表から、1つの中学校へ進学する学校が12校、2つの中学校へは4校、3つの中学校へは1校、4つの中学校へは1校となっている。また、単一中学校に進学となる小学校卒業生だけで構成される中学校は、青嵐中学校の1校に留まっている。

前提に則った全市的な小中一貫教育導入時、必要となる対応は**通学区域の変更**である。

小学校	進学先中学校	校数
田無小学校	田無第一中学校、田無第二中学校、田無第三中学校、田無第四中学校	4
保谷小学校	保谷中学校、ひばりが丘中学校、明保中学校	3
保谷第一小学校	青嵐中学校	1
保谷第二小学校	柳沢中学校	1
谷戸小学校	田無第二中学校	1
東伏見小学校	保谷中学校、柳沢中学校	2
中原小学校	ひばりが丘中学校	1
向台小学校	田無第四中学校	1
碧山小学校	保谷中学校、明保中学校	2
芝久保小学校	田無第一中学校	1
栄小学校	青嵐中学校	1
谷戸第二小学校	田無第二中学校、ひばりが丘中学校	2
東小学校	明保中学校	1
柳沢小学校	田無第四中学校	1
上向台小学校	田無第一中学校	1
本町小学校	保谷中学校	1
住吉小学校	ひばりが丘中学校、明保中学校	2
けやき小学校	田無第三中学校	1

中学校	卒業小学校	校数
田無第一中学校	田無小学校、芝久保小学校、上向台小学校	3
保谷中学校	保谷小学校、東伏見小学校、碧山小学校、本町小学校	4
田無第二中学校	田無小学校、谷戸小学校、谷戸第二小学校	3
ひばりが丘中学校	保谷小学校、中原小学校、谷戸第二小学校、住吉小学校	4
田無第三中学校	田無小学校、けやき小学校	2
青嵐中学校	保谷第一小学校、栄小学校	2
柳沢中学校	保谷第二小学校、東伏見小学校	2
田無第四中学校	田無小学校、向台小学校、柳沢小学校	3
明保中学校	保谷小学校、碧山小学校、東小学校、住吉小学校	4

※網掛けは複数中学校へ進学する小学校

## 2 学校適正規模及び学校施設の更新

小中一貫教育を導入するに当たり、義務教育学校等の学校の諸類型があることは前記のとおりである。また、同様に施設面の類型があり、学校の類型を検討するうえで施設類型は重要事項となる。そして、すでに第1章で記載をしているが、既設及び設置予定の義務教育学校の施設類型は一体型、小中一貫型小学校・中学校の施設類型は分離型で実施する比率が高くなっている。(P5 図2参照)

上記の結果から推察されることとして、義務教育学校は1つの学校に児童・生徒が所属することになるとともに、教員組織も一元化されることになる。その結果、義務教育学校を導入することで児童・生徒が増加する場合は、その人員を収容する施設や教育活動に適した機能を有する施設が必要となるため、施設一体型が多くなるものと考えられる。

それに対し、小中一貫型小学校・中学校は、系統的な教育課程の編成に重点を置くため、ハード及びソフト面に大きな変更を加えることなく実施することが可能である。そのため、**小中一貫型小学校・中学校は施設分離型での導入が可能**なことから、比率が多いものと考えられる。

この結果を踏まえると、**義務教育学校等を設置する場合は、施設一体型での導入を第一に**検討する必要があると言える。

また、小中一貫教育を**施設一体型で導入する際のメリットは、児童・生徒数の将来推計も考慮して学校規模の適正化を図ることができる点**である。具体的には、学校教育法施行規則第41条「小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。(…)」で示す標準の学級数を下回る学校、つまり単式学級<sup>2</sup>や複式学級<sup>3</sup>が発生している学校の再編を選択肢に

---

<sup>2</sup> 一つの学年を一つの学級のみで編成すること。

<sup>3</sup> 2個学年や3個学年など、異なる学年を一つの学級に編成すること。

加えることができる。

西東京市でも児童・生徒数の将来推計に伴う学校規模の適正化や学校施設の更新については、市全体の問題と捉え、課題化<sup>4</sup>して取組を進めているところである。検討委員会が中間まとめを提出して以降、平成 29 年度からのひばりが丘中学校の移転建替え工事（平成 30 年度竣工）や令和元年度からの中原小学校の建替え工事を行っている。ひばりが丘中学校及び中原小学校の建替え工事は一連として、完了後、中学校通学区域の変更が実施されることになる。

また、学校施設の大規模改造工事も実施していて、平成 28 年度に住吉小学校、平成 29 年度から令和元年度までに上向台小学校、令和元年度から田無小学校校舎の工事に着手している。また、田無小学校では児童数増加を受け、平成 29 年度に校舎の増築工事を実施した。

このように、今後も児童・生徒数推計の結果を基にした学校施設の更新は行われる。そのため、施設一体型の義務教育学校又は小中一貫型小学校・中学校の導入についての検討は可能である。

### 課題のポイント

- ① 全市的な小中一貫教育の実施には、**通学区域の変更**が必要になる。（→P12 へ）
- ② 小中一貫教育を実施する施設は、児童・生徒数の将来推計も考慮した上で**規模や配置の適正化を図ることのできる施設一体型が第一候補**となる。また、学校施設の更新に併せて検討を行うことも可能である。（→P13 へ）

<sup>4</sup> 「西東京市公共施設等総合管理計画～公共施設等マネジメント基本計画～」平成 28 年 9 月発行

## 終章（まとめ） “西東京市オリジナルの小中一貫教育”

### 1 通学区域の変更

前章では、現状の西東京市の通学区域では、小中一貫教育の導入が困難であるという課題の整理を行った。そして、その課題の解決法として、通学区域の変更があることを記した。

西東京市では、平成 13 年に田無市と保谷市の合併で市境が消滅したことにより、継続的に通学区域についての検討が進められてきた。合併以降の西東京市では、合併時に定めた通学区域の変更については、平成 18 年度の学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会を教育委員会内に設置し、検討を行った。その後、公募市民を含めた学校施設適正規模・適正配置検討懇談会、学校施設適正規模・適正配置検討委員会での検討を基に、平成 21 年度に検討対象となった地域で「西東京市小中学校通学区域見直しに関する向台・新町地域協議会」を設置し、通学区域見直しの検討を行った。

上記の各検討委員会等での検討内容は、合併以前の 2 市の行政区域上の理由により、自宅近くの学校に通えず、遠い距離を通わなければならないケースに対し、教育委員会で、本来の通学区域と異なる学校に通える制度（指定校変更特例措置）を導入して問題の解消に努めたが、あくまでも経過措置によるものであった。そこで、問題の根本的な解消となる通学区域の変更について、慎重な検討を行った上で、地域協議会の設置に至った。そして、平成 23 年度には、協議会を通して地域の意向を汲み、新町地域での通学区域変更を行った。その後、近接通学区域の解消や将来的な児童数増加への対応を中心議題として議論する地域協議会を立ち上げ、地域が中心となって検討を進めてきた。

そして、直近の平成 30 年度には、「西東京市立田無第四中学校及び西東京市立柳沢中学校の生徒数の変動への対応に関する地域協議会」を設置している。当該地域協議会では、生徒数増加に伴う教室不足が見込まれる田無第四中学校と生徒数が減少傾向となっている柳沢

中学校の今後の在り方についての検討を行った。そのなかで、隣接する通学区域の変更も議論されたが、**中学校2校だけでなく周辺地域も含めた広い視点での検討を要すること、通学区域変更に伴う地域コミュニティへの影響などを理由として、通学区域変更は行わない**という結論に至った。

また、今後の課題を次のように整理している。

「本協議会における検討では、田無第四中の生徒数の増加に伴う緊急的対応の側面があったことから、可能な限り現地施設での対応を優先して検討を行った。しかしながら、本市は合併市といった経緯もあり、**現在の小・中学校の通学区域は、適正なバランスとは言い難い。**今後は、児童生徒数の将来推計や通学距離等を再検証の上、小学校から中学校への進学先も含めた**全市的な通学区域の検討が必要と考える。**」

市内一部地域を対象とした協議会での課題提起ではあるが、西東京市において通学区域を検討する際の課題をそのまま提起している。通学区域の検討において、一部地域を対象とした検討は局地的な論点による議論に留まってしまいが、本来的な検討の在り方は教育環境や条件の改善は当然だが、市で抱える課題を解消できるような検討を行っていくべきである。

この課題に対応できるよう、令和元年度に児童・生徒数の将来推計の再検証とともに、学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針を見直す予定である。そして、その基本方針に基づき、通学区域の適正なバランスを検討することになる。従って、小中一貫教育のために通学区域変更が行われることはない。

## 課題のポイント

### ■通学区域検討の基本的な在り方

一部地域での課題解消を目指すものとせず、**全市的な視点で検討を行うべきである。**

### ■検討要素

①児童・生徒数の将来推計 ②学校施設適正規模・適正配置 ③市の課題

→小中一貫教育は要素とならない

## 2 学校適正規模及び学校施設の更新

前章で、今後の学校施設の更新に併せて、施設一体型の小中一貫教育の実施を検討することが可能であることを示した。ここでは、現在予定している学校施設の更新計画を基に検討を行う。

教育委員会では、進行中の建替工事を含めた今後の施設更新予定について、「西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画」にまとめている。この計画では、原則として建築後 60 年を目途に、建替えあるいは長寿命化を実施するよう配慮するとし、建築後 40 年を基準に長寿命化の検討を行うこととしている。また、大規模改造についても、原則 20 年から 25 年までを目途に実施することとしている。そして、それらの基準に基づき、令和 3 年度までの計画期間中に 6 校が対象となるが、決定している新規建替え工事の予定はない。そのため、直近の予定に合わせて一体型施設の検討はできないが、将来の建替えにおいて、小中一貫教育を実施する一体型施設の検討を行うことは可能である。ただし、系統的な教育課程を編成することができる通学区域であることが、検討の条件となる。

### 課題のポイント

#### ■西東京市立学校施設建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画に基づく検討

・計画上の建替えや大規模改造などに 6 校が該当するが、新規の建替え予定の学校はない。

→**将来の建替えに合わせた一体型施設の検討は可能（＝直近の予定では不可）**

※ただし、系統的な教育課程の編成が可能な通学区域であることが条件

## 3 学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本章 1 及び 2 では、西東京市において法定の小中一貫教育を導入するための条件について検討を行った。そして、小中一貫教育の導入に伴う通学区域の変更や学校施設の更新については、小中一貫教育導入を第一義として行うのが難しいことを示す結果となった。この結果



については、小中一貫教育が法整備化された平成 28 年 4 月 1 日施行の学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）の内容が関係するため参照する。

小中一貫教育の法整備は義務教育学校の制度化によるものであり、平成 27 年の国会での学校教育法の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）成立に遡る。改正案を可決するにあたり、衆議院から附帯決議<sup>5</sup>が出されている。附帯決議には、次の項目がある。

「1 義務教育の 9 年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と教育を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用の推進に努めること。」

「2 小学校及び中学校は児童生徒に対する教育施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に伴い、安易に学校統廃合を行わないよう留意すること。」

附帯決議では、地域での合意形成や学校活動への参画を促す体制の整備などを行ってから小中一貫教育を導入するよう求めている。いずれにしても、附帯決議と同様な状況として、西東京市での小中一貫教育導入は通学区域の変更や施設の検討を行う必要があり、それは地域との合意形成や協働を抜きにして進めることができないものとなっている。

## 課題のポイント

### ■学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の要点

#### ○義務教育学校等の設置に当たって…

- ・地域での合意形成や学校活動への参画体制などを整えること
- 西東京市の現状では、未整備案件が複数存在する

<sup>5</sup> 政府が法律を執行するに当たっての留意事項を示すもの。実際に条文修正に至らずとも、内容を盛り込むことで、その後の運用に対して国会から注文を出す態様であったりする。法的拘束力はないものの、政府は国会の意志を尊重する必要がある。

#### 4 全校又は一部地域校での導入

前章から検討を行ってきたのは、通学区域変更や学校施設の更新などであるが、それはあくまでも全校導入を前提としたものである。つまり、全校導入でなければ、現状でも一部地域の学校への導入は可能である。

その一部地域とは、青嵐中学校区のことである。第3章1に掲載した表のとおり、青嵐中学校区は市内で唯一、小学校（保谷第一及び栄）からの指定進学先の中学校が単一（青嵐中学校）となっている。そのため、施設類型を問わなければ、現状でも義務教育学校等の設置は可能である。ただし、すでに検討したとおり、義務教育学校設置によって得られるメリットを施設面から勘案した場合、一体型が最適であり、現在の青嵐中学校区では義務教育学校ではなく分離型の小中一貫型小学校・中学校が適当であると考えられる。

ただし、一部地域の学校で小中一貫教育の導入を行うか、全校での導入を行うかについては、慎重に議論を進めていく必要がある。義務教育の目的や性質からして、学校の形態で義務教育修了時の学力等の目標値に差異が生じることはない。つまり、小中一貫教育の学校と従来の小・中学校の基本的な役割や目指すべき教育上の目標は同じである。小中一貫教育で期待される効果は、いわゆる中一ギャップの解消や学校の社会的役割の強化などであるならば、効果が得られる場合に一部地域の学校で導入することは、市内における教育の不均衡を招くことが想定される。

しかしながら、いわゆる中一ギャップの解消や学校の社会的役割の強化などは、従来の小・中学校で生じる問題とされているため、何らかの対応策を講じる必要がある。そこで、現状分析や小中一貫教育研究に加え、これまで積み重ねてきた小・中連携教育の実績から、西東京市は独自の小中一貫教育を志向する。

## 課題のポイント

### ■西東京市での導入方法

- ・通学区域上、小中一貫教育を青嵐中学校区で実施可能
  - ・小中一貫教育導入の背景＝いわゆる中一ギャップの解消や学校の社会的役割の強化など
- 趣旨を鑑み、全校で行える方法を志向＝**西東京市独自モデルの構築**

### 5 “西東京市オリジナルの小中一貫教育”

西東京市における小・中学校通学区域の適正なバランスや施設更新のタイミング、学校教育法改正時の附帯決議の趣旨等を勘案すると、法定制度による小中一貫教育の現段階での導入は一部地域の学校に限られる。しかし、小中一貫教育がいわゆる中一ギャップの解消などを目的とすることから、一部地域の学校だけに導入するのではなく、全校での実施を模索した結果、西東京市では独自の小中一貫教育を志向することとなった。

平成30年度には、小中一貫教育研究指定校（中原小学校及びひばりが丘中学校）の小学6年生を対象に、中学校で楽しみなこと、不安なことなどについてアンケートを実施した。その結果、多くの児童（107/131人）が中学校での生活を楽しみにしていて、特に新しい部活動、友だち、勉強を楽しみにしているという回答結果が出た。それに対して、勉強についていけるか、友だちができるかという不安を抱えていることが分かった。そして、中学校進学前に知っておきたいこととして、部活動や定期テスト、学校生活のきまり（いわゆる校則）などに関心が向けられている。

同様に研究指定校の中学1年生を対象に、小学校との違いや中学校入学後に戸惑ったことなどについてアンケートを実施した。回答として、小学校との学習面や生活上のルール、活動内容の違い、部活動でのルールや先輩との接し方が挙げられた。

その結果を踏まえ、義務教育での9年間を見通した系統的な教育を実現するために、教育

目標や教育計画に基づく小中一貫教育で目指す児童・生徒像を設定し、令和2年度は次の①～⑤の取組を“西東京市オリジナルの小中一貫教育”として実施する。

#### ①小中一貫カリキュラム

- ・内容 令和2年度の段階では、算数・数学科、英語科の2教科で小中一貫カリキュラムを実施する。
- ・目的 指導内容は学習指導要領に沿ったものとなるが、小・中学校の教員が指導内容の前後関係を意識することで、学びの連続性を生み出す。中学校の勉強への不安解消を図る。

#### ②西東京市学校生活ルール（仮称）

- ・内容 小学校低学年・中学年の共通ルール、小学校高学年と中学生の共通ルールなど小・中学校の枠組みを取り除いたルール作成を行う。各学校の独自性は保ったまま、全校で取り組むべき内容に特化したルールであり、さらに社会常識や時代の変化に対応した内容であるか検討を行い作成する。
- ・目的 研究指定校で行ったアンケート結果から、中学校進学後に戸惑ったこととしては、ルールやマナーの違いが挙げられた。小・中学校間のルール統一化を図り、進学後の学校生活上の不安解消を図る。

#### ③中学校一斉体験会

- ・内容 全中学校で一斉（同日）に小学6年生を対象とした体験会を開催。
- ・目的 これまで、小・中連携教育の連携校間で実施したことはあったが、体験会を指

定校で行うことで、実際に進学する学校のイメージを抱くことで、不安解消を図る。

#### ④中学校教員の出前授業

- ・内容 小学5年生を対象に、中学校教員が全学級に出向き出前授業を実施。
- ・目的 授業の様子を体験することで、中学校の勉強への不安の解消を図る。

#### ⑤全校一斉 地域清掃デー（仮称）

- ・内容 小・中学校全校で一斉（同日）に、小学校と中学校が協力し合いながら地域清掃を実施。
- ・目的 中学生との交流を通して、面識者を増やし、進学後の不安解消を図る。

“西東京市オリジナルの小中一貫教育”の主な5つの取組を挙げたが、その取組の最上位に位置する目的は、どの市立小学校からどの市立中学校へ進学しても一貫性を保つことである。法定の小中一貫教育とは異なるが、全市立小・中学校で一貫性を保持するという西東京市独自の方向性を持って取り組んでいく。

## おわりに

本章で記した西東京市オリジナルの小中一貫教育導入の目的は、「はじめに」で記したとおり、小学生が中学校生活への憧れや希望を持ち、どの中学校へ進学してもスムーズに新しい学校生活を送るためのものである。この目的は、児童・生徒にとってよりよい学校教育の整備であり、小中一貫教育は、よりよい学校教育の整備のための一つの方法である。

小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から実施の学習指導要領の目的には、何をどのように学び、できるようになるかが示されている。学習指導要領には、目的達成のキーワードとして「社会に開かれた教育課程」を掲げている。「社会に開かれた教育課程」とは、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目的を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことである。小中一貫教育は「社会に開かれた教育課程」へと通じるよりよい学校教育を実現するための一つ的手段となる。また、同様に西東京市教育計画（平成31（2019）年度～2023年度）における施策「小中一貫教育の推進」は、計画最上位層である基本方針3「持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」を実現するための一つ的手段となる。

小中一貫教育は、教育活動によって目指す目標実現のための一つ的手段である。そのため、手段の性質上、単独の手段ではなく複数の手段を複合化することで生じる相乗効果を見込むべきであり、地域とより一層の連携・協働を促進するためのコミュニティ・スクール等の制度導入やICT機器の活用など、ソフト・ハードの両面で学校運営に資する手段を講じていく必要がある。そして、当然のことながら、手段を行使するのは学校現場で児童・生徒に向き合う教員であり、教育委員会は、西東京市オリジナルの小中一貫教育の推進とともに、教員が複数の手段を組み合わせさせて相乗効果を生じさせることができるよう施策を実施していく。







西東京市小中一貫教育検討委員会  
中間まとめ

平成28年2月

西東京市小中一貫教育検討委員会

## <目 次>

はじめに	1
1 義務教育学校の制度導入の経緯	1
2 検討に至る背景	4
3 義務教育学校(新たに制定された学校種)	5
4 他自治体の取組例	6
5 西東京市における小・中連携の取組と成果・課題	7
6 西東京市における課題	9
おわりに	9

## 西東京市教育委員会における小中一貫教育についての検討

### はじめに

西東京市では、平成 22 年から小学校教育から中学校教育への円滑な接続に向けて「小・中連携教育」に取り組んできた。時期を同じく、小中一貫教育の導入が全国の自治体で行われるようになり、さらに今年度、義務教育学校の導入により小中一貫教育が法制化されたところである。こうした流れの中で、本市においても小中一貫教育について教育委員会で検討組織を設置し、検討を重ねてきたものである。

### 1 義務教育学校の制度導入の経緯

これまでの義務教育学校(小中一貫教育)に係る国の検討経緯を振り返ると次のとおりとなる。まず、平成 17 年に「中央教育審議会」が、答申「新しい時代の義務教育を創造する」の中で、「学校種間の連携等を改善するための仕組み」との表現により、小中一貫教育について提言を行った。提言では、小学 4・5 年生段階での発達上の段差を指摘し、9 年生の義務教育学校の設置の可能性などを検討する必要性について言及している。

次に、平成 19 年に「教育再生会議」が「第 3 次報告」を提出し、そこで、小中一貫に関して「子どもの発達に合った教育のため、小中一貫教育を推進し、制度化を検討する」と記述している。

さらに、平成 21 年には「教育再生懇談会」が、提出した「第 4 次報告」の中で、「中一ギャップや学力低下に対応するため、一部の自治体で取組が進められている小中一貫教育について義務教育学校の法的位置付けを明確にする。」と述べている。

その後、平成 23 年からは「中央教育審議会初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続に関する作業部会」において、小中連携と小中一貫教育についての検討を開始し、平成 24 年 7 月には「小中連携、一貫教育に関する主な意見の整理」を取りまとめて公表した。

そして最終的に、「教育再生会議」の第 5 次提言と「中央教育審議会」への諮問を経て、平成 26 年 12 月 22 日の中央教育審議会答申「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」で、小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について提言がなされた。

これを受け、学校教育法を平成 27 年 6 月に改正し、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校種として法制化した。

なお、義務教育学校の法制化に至る国等における検討の経緯は次表のとおりである。

## 【国等における検討の経緯】

時期 ＜会議名＞	国の動向等	概要
昭和 46 年 6 月 11 日 ＜中央教育審議会＞	今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について（答申）	各学校段階の教育を効果的に行うために、各学校間の区切りを変えることの先導的な試行を提言
昭和 51 年	研究開発学校制度開始	学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程や指導方法を開発していこうとするもの。
平成 10 年 6 月 公布 平成 11 年 4 月 1 日 施行	学校教育法改正	一体的に中高一貫教育を行う「中等教育学校」を新たな学校種として規定
平成 12 年	研究開発学校制度見直し	中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成 10 年 9 月）や、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」（平成 11 年 12 月）での提言を受けて見直しを実施 ① 学校設置者の主体的な判断で研究開発課題を設定できるようにした。 ② 重点的研究課題を集中的に実践研究できるよう予算の大型化を図った。 ③ 特殊教育諸学校（現在の特別支援学校）も対象に加えた。
平成 15 年	構造改革特別区域開発学校制度（平成 20 年度に「教育課程特例校」に変更）開始	地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、学習指導要領等によらない教育課程を編成し、地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して実施することを認めるもの。
平成 17 年 1 月 ＜中央教育審議会初等中等教育分科会＞	義務教育に係る諸制度の在り方について（初等中等教育分科会の審議のまとめ）	小学校と中学校との間の一貫性の弱さを指摘し、義務教育 9 年間を見通した目標を検討する必要性を述べる。
平成 17 年 10 月 26 日 ＜中央教育審議会＞	新しい時代の義務教育を創造する（答申）（資料 1）	小学 4・5 年生段階での発達上の段差を指摘し、義務教育学校の設置やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携等を改善するための仕組みを検討する必要性について提言
平成 19 年 6 月 公布 平成 20 年 4 月 1 日 施行	学校教育法改正	義務教育として行われる普通教育の目標が新設された。
平成 19 年 12 月 25 日 ＜教育再生会議＞	社会総がかりで教育再生を—第三次報告—	「6-3-3-4 制」の弾力化に向け、小中一貫教育の推進、制度化の検討を提言

時期 ＜会議名＞	国の動向等	概要
平成 20 年	学習指導要領改訂	小学校の学習指導要領に中学校の学習指導要領の全文が、中学校の学習指導要領に小学校の学習指導要領の全文が参考として記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。
平成 21 年 5 月 28 日 ＜教育再生懇談会＞	これまでの審議のまとめ －第四次報告－	幼稚園・保育所から高等学校までの各校種間連携の促進について述べ、特に義務教育学校の法的な位置付けや取組を支援するための方策について検討
平成 23 年 10 月 ＜中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続に関する作業部会＞		小学校と中学校の連携についての検討を開始
平成 24 年 7 月 13 日 ＜中央教育審議会 初等中等教育分科会 学校段階間の連携・接続に関する作業部会＞	小中連携、一貫教育に関する主な意見の整理	次の 7 つの柱を中心に、小・中学校間の連携・接続の改善に資する小中連携、一貫教育の在り方について審議を行った。 1 目的、効果 2 教育課程 3 指導方法 4 推進体制 5 地域との連携等 6 教員人事、教員免許 7 校地・校舎等
平成 26 年 7 月 3 日 ＜教育再生実行会議＞	今後の学制等の在り方について(第五次提言)(資料 2)	小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進することを提言
平成 26 年 12 月 22 日 ＜中央教育審議会＞	子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)(資料 3)	小中一貫教育の制度化及び総合的な推進方策について提言
平成 27 年 6 月 24 日公布 平成 28 年 4 月 1 日施行	学校教育法改正(資料 4)	現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定

## 2 検討に至る背景

全国各地で地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が進められてきたが、中央教育審議会(平成26年答申(資料3))では、その背景をいくつか挙げている。そのうちから要約すると次のようなものがあると述べている。

### (1) いわゆる「中一ギャップ」への対応

各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学一年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中一ギャップ」が指摘されている。

このような児童生徒の状況に応じて、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差に配慮し、その接続をより円滑なものとするために、小・中学校間での柔軟な教育課程の編成や学習指導の工夫を行う観点から小中一貫教育が取り込まれるようになっていく。

### (2) 発達の早期化

小中一貫教育の取組が必要とされる背景の一つとして、児童生徒の生理的成熟の早期化も指摘されている。「6-3制」が導入された昭和20年代と比較すると、児童生徒の身長伸びや体重の伸びの大きい時期は、2年程度早まっていると指摘されていることがある。小学4～5年生頃には発達上の段差が存在しているとの指摘や、いわゆる「中一ギャップ」と呼ばれる現象の芽はすでに小学校高学年から生じているとの分析もある。

このため、児童・生徒の様々な成長の段差に適切に対応する等の観点から、現行の「6-3制」の下で、「4-3-2」や「5-4」といった学年段階の区切りを設け、区切りごとに指導の重点を定めて一貫教育を実施する取組が増えてきた。

### (3) 学校の社会性育成機能の強化の必要性

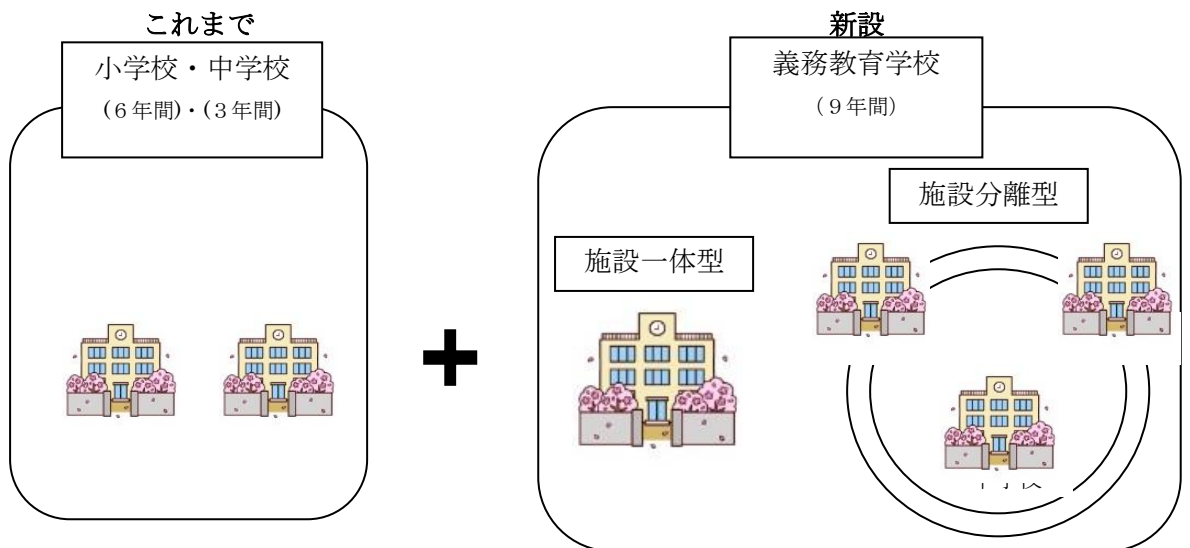
地域コミュニティの衰退、共働き世帯や一人親世帯の増加といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会性育成機能が弱まっているという指摘がある。

また、少子化等に伴い、社会性を育成するための十分な集団規模を確保できない地域が多くなっている。こうした中、異学年交流を活発化させたり、より多くの多様な教師が児童・生徒に関わる体制を確保したり、地域の教育力を積極的に学校へ取り入れることへのニーズが高まり、小中一貫教育の導入が行われてきた現状がある。

### 3 義務教育学校（新たに制定された学校種）

小中一貫教育を行うことが可能となる「義務教育学校」制度は以下のとおりである。

**学校教育法**  
(学校の範囲)  
第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、**義務教育学校**、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。



#### (1) 義務教育学校の主な概要

- ① 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから9年間を一貫して施す。
- ② 前期6年と後期3年の課程に区分し、小学校・中学校の学習指導要領を準用する。
- ③ 小学校と中学校の免許状の併有を原則とする。(当分の間は例外有)

#### (2) 法案可決に当たっての附帯決議

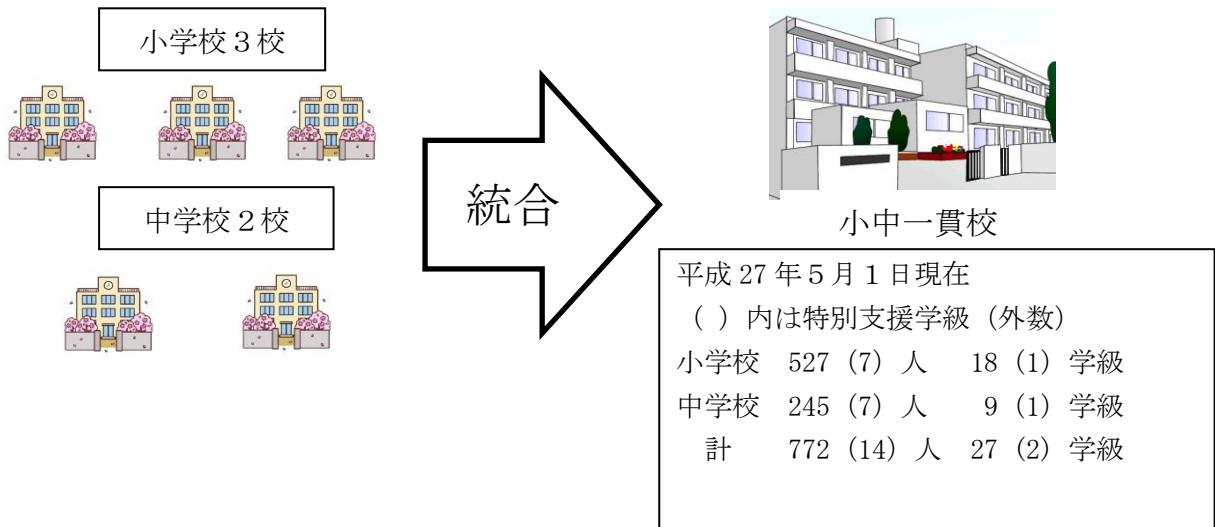
衆議院及び参議院における法案可決の際には、複数の事項について「特段の配慮をすべきである。」との附帯決議（資料5）がなされた。

決議のうちのいくつかの概要としては、「地域のコミュニティの核としての学校という側面から、安易な学校統廃合を行わないよう留意すること。」「既存の小学校及び中学校との間の序列化等により児童・生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。」「児童・生徒の人間関係の固定化や転出入への対応などの課題解消に向け、市町村教育委員会は、方針や学校の取組について保護者や地域住民に対し丁寧な説明を行うこと。」などである。

#### 4 他自治体の取組例

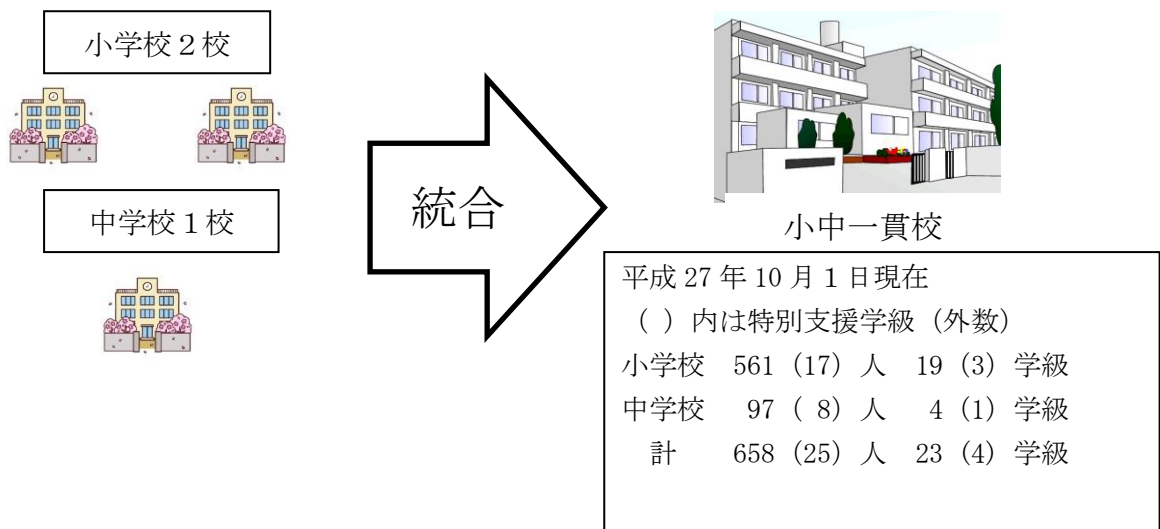
今回の学校教育法の改正に先立ち、多くの自治体で小中一貫教育について様々な取組がなされてきた。平成12年には広島県呉市が国による研究指定をもとにした取組を始めたことを皮切りに、全国の市町村で徐々に小中一貫教育の取組が拡大し、平成26年5月現在、211の自治体（全体の12%）で、1,130件（小学校2,284校、中学校1,140校）の取組総件数となっている。

##### 【A地区】



- ・5・4制（1～4年・5～9年）
- ・校長1人 副校長3人
- ・温水プールがあり、地域に開放
- ・標準服あり
- ・5年生から部活動に参加

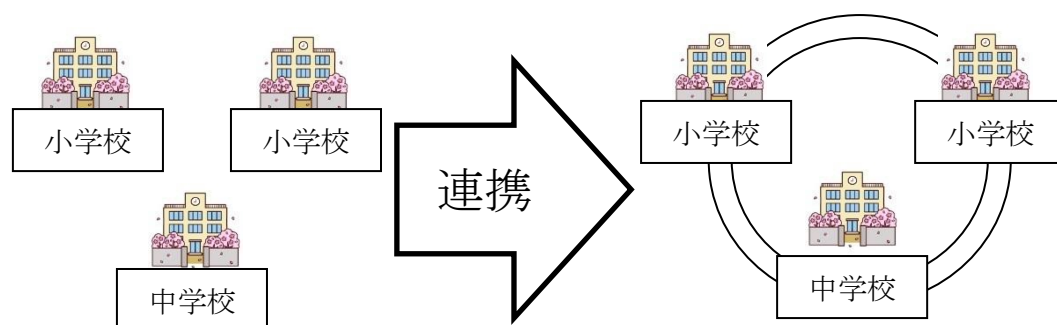
##### 【B地区】



- ・6・3制（小学校・中学校）
- ・校長1人、副校長3人
- ・9年間の連続性や系統性を大切にしたカリキュラムを作成
- ・小学校校舎と中学校校舎に児童・生徒が行き来できる環境の整備



【C地区】



- ・学区を変更せずに学園制に移行（従前から、小学校と中学校の学区が一致）
- ・コミュニティ・スクールを基盤とした地域一体の支援体制
- ・中学校との距離によって、同一の学園内でも小学校によって、連携の状況（乗り入れ授業の回数等）に差

## 5 西東京市における小・中連携の取組と成果・課題

(1) 平成22年4月1日に「西東京市小・中連携の日」を設定し、次のとおり取り組んでいる。

① 目的

小学校及び中学校の教員が相互の学習指導及び生活指導等の在り方について、授業参観及び協議等を通して理解を深め、中一ギャップの解消、9年間を見通した学習指導及び生活指導等の充実を図る。

② 実施日

毎年6月第3水曜日

③ 方法

指定した校区を基本として、小学校、又は、中学校を会場として5校時に授業参観を行い、その後分科会に分かれて協議会を行う。

[校区]

中学校	小学校
田無第一中学校	田無小学校、芝久保小学校、上向台小学校
保谷中学校	保谷小学校、東伏見小学校、碧山小学校、本町小学校
田無第二中学校	谷戸小学校、谷戸第二小学校
ひばりが丘中学校	中原小学校、住吉小学校
田無第三中学校	けやき小学校
青嵐中学校	保谷第一小学校、栄小学校
柳沢中学校	保谷第二小学校
田無第四中学校	向台小学校、柳沢小学校
明保中学校	東小学校

(2) 研究指定校 (※) を指定

平成 18・19 年度	本町小学校・保谷中学校
平成 20・21 年度	東小学校・明保中学校
平成 22・23 年度	保谷第一小学校・栄小学校・青嵐中学校
平成 24・25 年度	芝久保小学校・上向台小学校・田無第一中学校
平成 26・27 年度	保谷第二小学校・柳沢中学校

(※) 研究指定校

学校が直面する教育課題解決のための研究や、学校教育に関する実践的な研究を積極的に進めるものとして、教育委員会が指定の承認をした学校。指定の承認をされた学校は2年間の研究を行う。

(3) 小・中連携教育の成果と課題

① 成果

(ア) 児童・生徒に関する成果

- ・小学生が中学校において、授業、行事体験や部活動体験等を行う取組が活性化し、小学生の中学校進学への不安や進級時の不適応状況等を減少することができた。また、小学生が中学校での学習・部活動等への期待や学習意欲等を高めることができた。
- ・中学生と小学生とが交流する機会が計画的に設定されるようになり、中学生自身の先輩としての自覚や自己肯定感等を高めることができた。

(イ) 学校経営等に関する成果

- ・小学校教員と中学校教員が学習活動を共に行ったり、合同で研修等を行ったりする機会を通して、異校種の教育内容や指導方法等についての理解を深め、指導の改善に結び付いた。
- ・小学校教員と中学校教員の児童・生徒等に関わる情報交換の機会が増え、小学校での指導状況等を踏まえた連続性のある生活指導・教育相談等が中学校で行われるようになった。
- ・研究指定校等において、小学校・中学校の9年間を見通した連続性・系統性のあるカリキュラム等が実施され、それぞれの学校における学習上の課題解決に結び付いた。

② 課題

(ア) 児童・生徒に関する課題

- ・児童が進学する際、複雑に入り組む西東京市の学区域の実情や学校選択制の関係で、それまで交流等を行っていた中学校以外に進学する場合があります、小中連携教育の成果が生かされない状況が生じることがある。
- ・小・中連携教育の内容が、学習指導よりも生活指導面に重点化される傾向があり、小学校における児童の学習課題が中学校にまで継続してしまうことや、中学校で小学校での学びを生かした指導が行われないために、中学校に入ってから学習意欲を高めることができない場合がある。

(イ) 学校経営等に関する課題

- ・中学校に生徒が入学する際、学区域の関係や学校選択制により、連携校以外からも多く入学してくることから、それらの生徒への対応等が必要となる。
- ・小学校と中学校が、相互理解を深め協働して教育活動等を行う段階に到達するためには、共同研修等の機会を多く設定しなければならない。しかし、教育課程等の関係で放課後に会議や研修をもつ時間の設定が困難な状況にある。教育委員会による

全校一斉研修日などの設定等について、課題となっている。

- ・小・中学校、9年間の継続した学習指導等を行うためには、連携校の実情に応じた学習カリキュラム開発等が必要であり、教育委員会の学校支援が必要になる。
- ・小・中連携教育を進めるに当たっては、教員間の連携だけではなく、家庭・地域の連携も必要となる、今後、連携体制の構築をどのように進めて行くのかが課題である。

## 6 西東京市における課題

他自治体の取組を研究し、また、西東京市における小・中連携教育の取組を分析した結果、次のような課題があげられる。

### (1) 通学区域について

西東京市の小・中学校の通学区域を重ねてみると、小学校1校から最大で4校の中学校へ進学している状況がある（資料6）。系統的な教育課程の編成を行う上でも、複雑化している小・中学校の通学区域の現状は課題が大きい。

### (2) 系統的な教育課程の編成について

「5 西東京市における小・中連携の取組と成果・課題」の「(3) 小・中連携教育の成果と課題」に記載したとおり、小・中学校間の連携に取り組んでいる現状においても、連携校間において9年間を見据えた系統的な教育課程の編成などには種々の課題があることを確認した。

よって、小中一貫教育の導入の検証に当たっては、まず、現状の課題の解消に向けた方策の検討が必要である。

### (3) 児童・生徒数の将来推計と学校適正規模について

将来的に義務教育学校を含め小中一貫教育の導入が可能か否かの検討に当たっては、各学校における児童・生徒数の将来推計とシミュレーションを丁寧に行い、導入後の学校規模の予測を慎重に行う必要がある。

### (4) 学校施設の更新について

施設一体型の小中一貫校整備を行う場合、近接または隣接している小・中学校の同時改築が課題となり、築年数について留意する必要がある。

## おわりに

平成27年度は、国の小中一貫教育制度の改正内容、制度趣旨及びこれまでの動向について検討してきた。現在の西東京市における小・中連携の取組について、その成果と課題について分析を行い、さらに、複雑に重なる小・中学校の通学区域の現状を確認し、学校選択制など西東京市が導入している制度の「系統的な教育課程の編成」への影響なども検証した。今後も引き続き、事例を研究するとともに、西東京市の市域特性を踏まえた上で、小中一貫教育について検証を進めていく。

## 西東京市小中一貫教育検討委員会設置要領

### 第1 設置

西東京市立小・中学校における小中一貫教育について調査、研究及び検討するため、西東京市小中一貫教育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### 第2 所掌事項

検討委員会は、次に掲げる事項についての調査、研究及び検討を行い、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体における小中一貫教育に関すること。
- (2) 西東京市立小・中学校における小中一貫教育の実施に向けた取組に関すること。
- (3) その他西東京市立小・中学校における小中一貫教育の実施に当たり教育長が必要と認めること。

### 第3 組織

検討委員会の委員は、教育部に所属する職員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 特命担当部長
- (3) 教育企画課長
- (4) 学校運営課長
- (5) 教育指導課長
- (6) 統括指導主事
- (7) 教育支援課長

### 第4 委員長及び副委員長

検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部長をもって充て、副委員長は特命担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### 第5 会議

検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係職員の出席又は資料の提出を求め、意見等を聴取することができる。

#### 第6 部会

委員長は、西東京市立小・中学校における小中一貫教育の実施に向けての調査、研究、検討及びその他の作業を行うため、必要と認めるときは部会を設けることができる。

2 前項の部会の組織及び運営については、別に定める。

#### 第7 庶務

検討委員会の庶務は、教育企画課及び教育指導課において処理する。

#### 第8 その他

この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

##### 附 則

この要領は、平成27年5月12日から施行する。

##### 附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

## 西東京市小中一貫教育検討委員会での検討経過

会議	年月日	検討内容
平成 27 年度 第 1 回	平成 27 年 7 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市小・中連携教育の現状について</li> <li>・小中一貫教育の実施に当たり検討が必要な事項について</li> </ul>
第 2 回	平成 27 年 9 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫校の先行事例について</li> <li>・学校教育法改正（義務教育学校制度導入）の背景</li> </ul>
第 3 回	平成 27 年 10 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市における小中一貫教育の各課の所掌事項に係る課題・論点の抽出について</li> </ul>
第 4 回	平成 27 年 11 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間まとめについて</li> </ul>
第 5 回	平成 28 年 1 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間まとめについて</li> </ul>
第 6 回	平成 28 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間まとめについて</li> </ul>
平成 28 年度 第 1 回	平成 28 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の方向性について</li> <li>・平成 28 年度の検討内容について</li> </ul>
第 2 回	平成 28 年 10 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的に取組んでいる他自治体の学校への視察について</li> <li>・最終報告書について</li> </ul>
平成 29 年度 第 1 回	平成 29 年 4 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方式ごとのメリット・デメリット</li> <li>・今後の検討課題について</li> </ul>
第 2 回	平成 29 年 10 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市の小中一貫教育の方針について</li> <li>・学校への研究指定方法について</li> </ul>
令和元年度 第 1 回	令和元年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市小中一貫教育の検討についての最終報告（案）</li> </ul>
第 2 回	令和元年 9 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市小中一貫教育の検討についての最終報告（案）</li> </ul>

